

旭川市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、旭川市（以下「市」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付け老発第0404第3号老健局長通知別添）に基づき、市が指定する介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての指定事業所（以下「指定事業所等」という。）が市に所在する介護サービス事業者の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について、基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

第2 検査方針

検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

第3 検査方法等

1 検査の形態等

（1）一般検査

一般検査は、法に基づく業務管理体制の届出内容を確認するものとする。

（2）特別検査

特別検査は、指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無について検証を行うものとする。

また、指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合も、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況の検証を行うことができるものとする。

2 検査対象の選定

（1）一般検査

一般検査は、法第23条及び旭川市介護保険施設等指導監査要綱に基づく運営指導（以下「運営指導」という。）と併せて実施し、運営指導の対象である指定事業所等を開設する介護サービス事業者を対象とする。

ただし、当該年度中に既に一般検査の対象となった介護サービス事業者は対象から除外する。

(2) 特別検査

前記1(2)に掲げる事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

3 検査の実施通知

検査の対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該事業者に原則として検査実施日の1月前までに通知するものとする。

なお、特別検査については、あらかじめ通知したのでは実効性のある実態把握ができな
いと認められる場合は、特別検査開始時に通知する。

- (1) 検査の根拠規定
- (2) 検査の日時及び場所
- (3) 検査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

4 一般検査の検査方法

(1) 届出内容の確認

検査方法は書面方式によるものとする。

検査対象となる介護サービス事業者に対して、検査実施通知において業務管理体制自主点検表(別紙様式1)の作成を指示し、運営指導時に提出を求め、業務管理体制の整備に関する届出内容について確認するとともに、その内容に不備が認められた場合には、改善を求める。

(2) 立入検査

(1)において改善を求めたにも関わらず、改善が見込まれない場合には、当該介護サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施する。

5 特別検査の検査方法

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとする。

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施する。

第4 検査後の措置

1 検査結果の通知

検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(3) その他

(1) 及び (2) の行政上の措置に係る対応については、期限を付して業務管理体制検査結果改善報告書（別紙様式2）により報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認められた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

2 関係機関への通知

介護サービス事業者が前記1(2)の命令に違反したときは、関係都道府県又は関係市町村に当該違反の内容を文書で通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、併せて通知するものとする。

第5 その他

法第197条第2項の規定に基づき、検査の状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。